

(4) 環境汚染事案への対応

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	水質事故発生件数	件	147	85	現状より 減少させる (R7)	—	142.2%	目標以上 達成

【取組状況】**(1) 公害防止計画の推進****ア 公害防止計画の策定及び推進** [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、広島地域及び備後地域の公害防止計画に基づく公害防止対策を推進してきましたが、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから、令和2年度末で計画に基づく対策を終了しました。

(2) 環境保全協定の締結及び監視**ア 環境保全協定の締結及び監視** [環境保全課]

県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】 協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

(3) 公害紛争処理の推進**ア 公害苦情相談** [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員を配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】 市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

【令和7年度実績】 新規事件受付件数2件、終結事件件数3件

【令和8年度内容】 継続事件件数6件（調停）

(4) 市町に対する支援

ア 権限移譲市町に対する支援 [環境保全課]

環境法令に関する権限移譲を行った市町に対して、研修等による技術的支援を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】新任及び分野別研修を4回実施。

(5) 環境汚染事故時における適切な対応

ア 水質汚染事故の対応 [環境保全課]

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。令和7年度は、県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて85件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、60件。

また、県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

イ 大気監視テレメータシステムの運用 [環境保全課]

大気監視テレメータシステムにより県内の大気環境の状況を把握しています。また、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】大気監視テレメータシステムにより、大気環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の大気環境の状況を把握。また、県ホームページから環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

(6) 生活環境中の放射能の測定

ア 生活環境中の放射能濃度等の測定 [環境保全課]

原子力災害等の発生時における影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の測定を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内5か所のモニタリングポストで、大気中の放射線量率を24時間連続して監視。

2 身近な緑地環境等と優れた景観の保全・創造

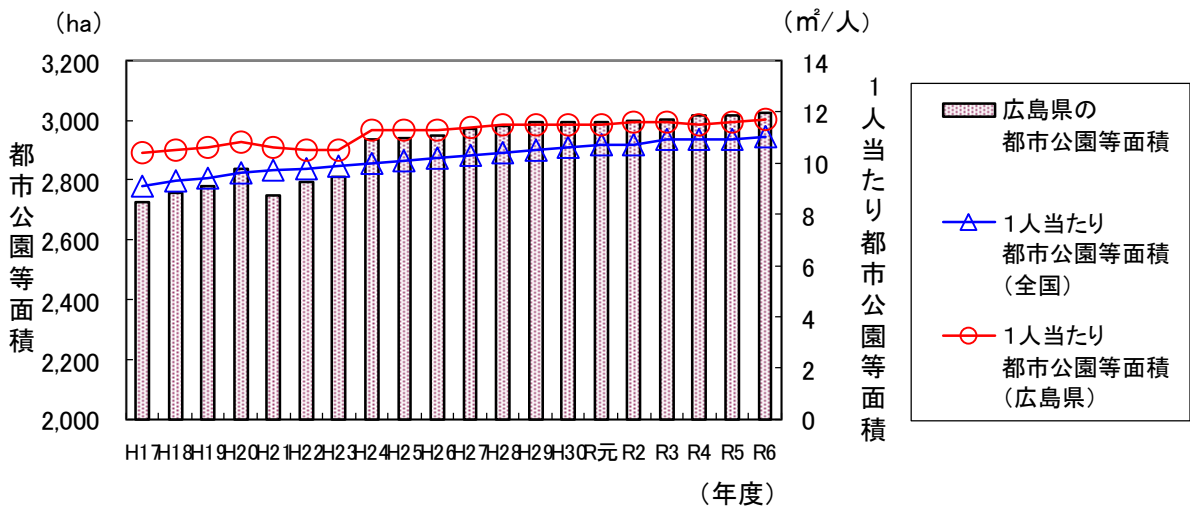
【現状と課題】

(1) 緑地環境等の保全

農山村地域等は、里山²⁴、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-5-3 都市公園²⁵等面積及び1人当たり都市公園等面積



資料：県都市環境整備課

図表 3-5-4 緑地環境保全地域数及び面積（令和8年4月1日現在）

区 分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

(2) 優れた景観の保全と創造

本県は中国山地の自然美、瀬戸内海が多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成3年に「ふるさと広島」の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

24 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

25 都市公園：都市公園法第2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,300件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-5-5 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名 称	区 域	種 類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町、旧大野町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町、旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域）	全 域：景観形成地域	H4.4.1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域）、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域） ※廿日市市域については、H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5.2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町の区域を除く） ※H22.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5.4.1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町、旧下蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H6.4.1

資料：県環境保全課

図表 3-5-6 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

三原市（旧本郷町、旧大和町の区域を除く）、府中市（旧上下町の区域を除く）、庄原市（旧口和町、旧比和町、旧総領町の区域を除く）、大竹市、東広島市（旧福富町、旧河内町の区域を除く）、安芸高田市（旧八千代町の区域）、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、神石高原町（旧豊松村、旧三和町の区域） ※次の3市はそれぞれ、市景観計画区域となったことから、県景観条例の届出事務を適用除外とした。 三次市（H19.10.1）、呉市（H20.3.1）、竹原市（R4.8.1）（ ）内は適用除外とした日
--

資料：県環境保全課

図表 3-5-7 「景観法」に基づく景観行政団体（ ）は、景観行政団体となった日

広島県（H16.12.17）、広島市（H16.12.17）、福山市（H16.12.17）、三次市（H17.4.1）、尾道市（H17.8.1）、呉市（H17.10.1）、廿日市市（H21.7.15）、竹原市（R2.10.15）
--

資料：県環境保全課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状を維持 （R7）	—	100%	目標どおり達成

【取組状況】

(1) 身近な緑地の保全

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図っています。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内22か所の緑地環境保全地域の保全を推進。

(2) 身近な緑地の整備

ア 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課、道路整備課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

イ 都市公園事業 [都市環境整備課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境の形成を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は上野総合公園（庄原市）等、4箇所公園整備を実施。

ウ 街路事業 [都市環境整備課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】市街地やその周辺地域において身近な緑地を確保できるよう、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

(3) 身近な農地・農業用施設の保全

ア 中山間地域等直接支払事業 [農業基盤課]

農用地の持つ水源涵養^{かん}などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度から5年間の第6期対策を実施しており、持続的な農業生産活動を推進。令和7年度は協定面積19,120haに対し、2,660,896千円を交付。

イ 農業・農村多面的機能支払事業 [農業基盤課]

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能を維持しています。

【令和7年度実績】農地維持682組織(18,495ha)、544,458千円、資源向上(共同活動)477組織(15,585ha)、281,787千円及び資源向上(長寿命化)80組織(6,318ha)、244,710千円を交付。

【令和8年度内容】協定面積を拡大して実施予定。

ウ 農薬適正使用推進対策事業 [農業技術課]

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町と共に検査等を実施しています。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、講習会を県内3会場およびオンデマンド配信（参加者数366名）で開催するとともに、立入検査を110件（うち指導件数39）実施。（注）立入検査件数は、権限移譲市町分を含む。

令和8年度については、県内3会場およびオンデマンド配信による講習会の開催と120件の立入検査を実施予定。

エ 農業生産資材総合対策事業 [農業技術課]

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料生産・販売の届出等の事務処理を行うとともに、立入検査により、品質の確保や表示が適正に行われているかを確認しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、2件の立入検査を実施。令和8年度については3件程度の立入検査を実施予定。

（4）市町主体の景観行政の促進

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】市町担当者の事例研修の実施や、広島県景観会議の運営を支援。また、「市町景観計画策定の手引き」を活用し、景観法に基づき、市町が自然的、社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど、市町主体の景観施策を促進。

（5）自然景観の保全

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、市町が大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】良好な景観の保全等のために届出制度による指導を実施。
令和7年度の市町への大規模行為等の届出実績は167件。

イ 道路環境整備事業 [都市環境整備課]

良好な街並み景観の創造を図るため、市街地やその周辺地域において身近な緑地を確保できるよう、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行うことにより、優れた景観の形成を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は街路事業11路線の整備を推進。令和8年度は街路事業11路線の整備を推進。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾漁港整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】良好な景観の創出のために協議制度を活用。

(6) 文化的景観の保全**ア 指定文化財の管理及び保存・修理** [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進しています。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は重要文化財奥家住宅（三次市）など7件の保存修理事業に対し助成。令和8年度は14件の助成を予定。

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は建造物福盛寺（福山市）など10件の保存修理事業に助成。令和8年度は5件の助成を予定。

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は国宝不動院金堂（広島市）など32件の防災設備保守点検事業等に対し助成。令和8年度は33件の助成を予定。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネット等を通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開しています。

(ア) 文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加。民俗芸能緊急調査報告書の掲載。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】利用促進と学習支援の充実を図るために縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を実施。令和7年度の見学者数は、縮景園約46万2千人。

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護（保存と活用）を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図っています。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する現地踏査、試掘・確認調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行っています。

【令和7年度実績】都市計画道路吉行飯田線街路事業など3事業計画地の試掘・確認調査、県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施。

【令和8年度内容】一般県道矢野安浦線道路改良事業など3事業計画地の試掘・確認調査、県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施予定。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

「広島県遺跡地図」を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図っています。

＜コラム＞

光化学オキシダントに係る環境基準※の改定について

※ 環境基準：環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

令和7年度に光化学オキシダントの環境基準が約50年ぶりに改正され、令和8年4月1日から、新たな基準が適用されます。

光化学オキシダント (Ox)

自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽の光（紫外線）に当たって発生します。目やのどが痛んだり、涙やせきが出たりするほか、植物を枯らしたりします。光化学スモッグの原因となります。



1 改正の内容

次のとおり見直しが行われました。

見直し前	見直し後（以下のいずれも満たすこと）
短期：1時間値 0.06ppm 以下	短期：8時間値 0.07ppm 以下（改定） 長期：日最高8時間値の年平均値 0.04ppm 以下（新設）

※ ppm とは「parts per million（100 万分の1）」の略称

8時間値とは、連続する8時間の1時間値の平均値

日最高8時間値とは、1日の8時間値のうち、最高値

広島県では、見直し前の環境基準を達成した年はありませんでした。

環境基準の達成状況は1年間で評価するため、令和8年度における新たな環境基準の達成状況は、令和9年度に判明することとなります。

2 広島県の取組

広島県では、常時、県内28か所（広島市、呉市、福山市を含む。令和8年7月時点）の測定局で光化学オキシダントの状況を監視しています。

測定局で観測した情報は、「広島県環境情報システム」に集約し整理した上で、「広島県大気情報ポータルサイト」においてリアルタイム時報として公表しています。

また、毎年度の観測情報については、取りまとめて、広島県ホームページ内の「広島県環境データ集」において公表しています。

新たな環境基準の達成状況については、令和9年度に公表する「広島県環境データ集」で御確認ください。（[広島県 環境データ集](#) で検索）

3 県民の皆さんへ

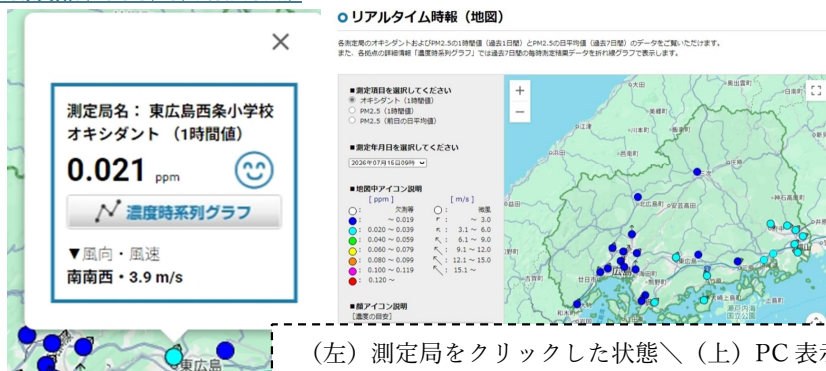
「広島県大気情報ポータルサイト」において、光化学オキシダントの観測情報を公開しています。

日常のチェックに御活用ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/e/kanshi/>



スマートフォンはこちら



（左）測定局をクリックした状態（上）PC表示

第4章 自然環境と生物多様性¹の保全

第1節 自然資源の持続可能な利用

【現状と課題】

(1) 自然公園²等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国が指定しています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-1 自然公園の面積（令和8年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国 立 公 園	1	10,685	7,569	203	3,116
国 定 公 園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和8年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区1,248、普通地区806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、その他の地域はおおむね横ばい、又は減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

¹ 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

² 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

図表 4-1-3 自然公園等の利用者数

(単位：千人)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国 立 公 園	7,367	3,524	3,062	4,286	6,324	6,448	6,558
国 定 公 園	870	595	619	649	694	690	685
県 立 自 然 公 園	423	426	408	417	406	290	285
県 民 の 森	112	14 ^{※2}	115	122	78	94	85
もみのき森林公園	167	127	114	130	102	114	116
県 民 の 浜	51	29	32	44	55	45	48
中 央 森 林 公 園	288	246	232	267	248	237	231
中 国 自 然 歩 道	328	228	323	406	352	322	331
県 自 然 歩 道	34	33	31	34	31	31	31
合 計	9,642	5,222	4,936	6,353	8,289	8,271	8,370

※1 端数処理の関係で、合計は一致しないことがある。

資料：県自然環境課

※2 県民の森の R2 利用者数については、R2.7 月末までの数値

図表 4-1-4 野外レクリエーション施設等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

（3）水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により減少していることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・育成等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-5 自然海浜保全地区数及び面積（令和8年4月1日現在）

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

(4) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制的措施により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
自然環境課	自然公園利用者数	千人	9,642	8,370	基準年度値 より増加 (R7)	—	86.8%	未達成
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054 (R7)	—	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然公園面積		37,857	37,857	37,857 (R7)	—	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	17	17 (R7)	—	100.0%	目標どおり達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	78,108	55,207	78,108 (R7)	—	70.7%	未達成
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積※1	ha	26.2※2	48.6	46.2※3 (R7)	—	105.2%	目標どおり達成

※1 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※2 平成23年度～令和元年度の累計

※3 平成23年度～令和7年度の累計

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然公園利用者数	令和7年の自然公園利用者数は、8,370千人で、目標値の86.8%にとどまっている。背景として、日本の人口減少・少子高齢化の進行により、日本人観光客数が長期的に横ばい傾向にあることに加え、酷暑が長期化したことにより外出を控える動きが広がったこと、また屋内施設への外出が増加したこと等が要因として考えられる。	自然公園等施設について、安全で快適な施設利用ができるよう計画的な整備、更新、改修を行う。 また、関係機関と連携の上、既存コンテンツの磨き上げや周辺施設と組み合わせた効果的な情報発信を行うなどの利用促進に向けた取組を検討する。
森林ボランティア参加数	令和7年度の森林ボランティア参加数については、55,207人と、R1年度実績の71%にとどまっている。これは、特に中山間地域において人口減少や少子高齢化が進む中、森林ボランティア活動の担い手の減によるものや、猛暑日の増加により、活動日数を抑えたことなどが影響していると考えられる。	ホームページ等を活用し、既存団体の活動を紹介するPR活動や、安全技術研修の受講支援、ボランティア間の情報交換等の推進、資機材等への経費支援により、森林ボランティア活動の活発化に取り組む。

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、保護と利用の調和を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は自然災害による自然公園内の早期復旧や、公園利用者の安全を確保するため危険木の伐採等を実施。令和8年度は計画的な更新・機能強化を図り、更なる利用促進に向けた取組を推進。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道、県自然歩道））においては、多様化する利用者ニーズ、施設の老朽化を踏まえた自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など、施設の活性化に取り組みます。

【令和7年度実績】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道法面等安全対策工事
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	橋梁塗装
野外レクリエーション施設	県民の浜	空調設備工事

【令和8年度内容】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道法面等安全対策工事
西中国山地国定公園	牛小屋公園施設	トイレ改修工事
比婆道後帝釈国定公園	帝釈公園	LED化改修工事
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	落石対策
野外レクリエーション施設	中央森林公園	外壁補修（公園センター・サイクルセンター）
野外レクリエーション施設	もみのき森林公園	電気設備改修

※1箇所当たりの事業費が1,000万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場や干潟などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【令和7年度実績】藻場の造成（広島県2.8ha）、海底の清掃（呉市4.20km²）を実施。

【令和8年度内容】藻場の造成（広島県2.8ha）、海底の清掃（呉市5.35km²）を実施。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】玖島川（廿日市市）において、自然環境に配慮した河川改修事業に伴う護岸等設計及び工事を実施中。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和7年度実績・令和8年度内容】民間主体の恒常的かつ自立的な賑わい創出に向けた検討。

オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

県内の放置艇を解消し、秩序ある公有水面の利用を図っていくため、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和7年度実績】地区別実施計画に基づき、現場における新たな小型船舶用泊地を指定。施設の適正な維持管理費等に充当するため、小型船舶用泊地等使用料の徴収を開始。係留許可等の事務を実施。

【令和8年度内容】所有者不明船舶については、県による簡易代執行・廃棄物としての処理を促進。引き続き、係留許可等の事務を実施。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】港湾緑地の整備を推進。

(3) 瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

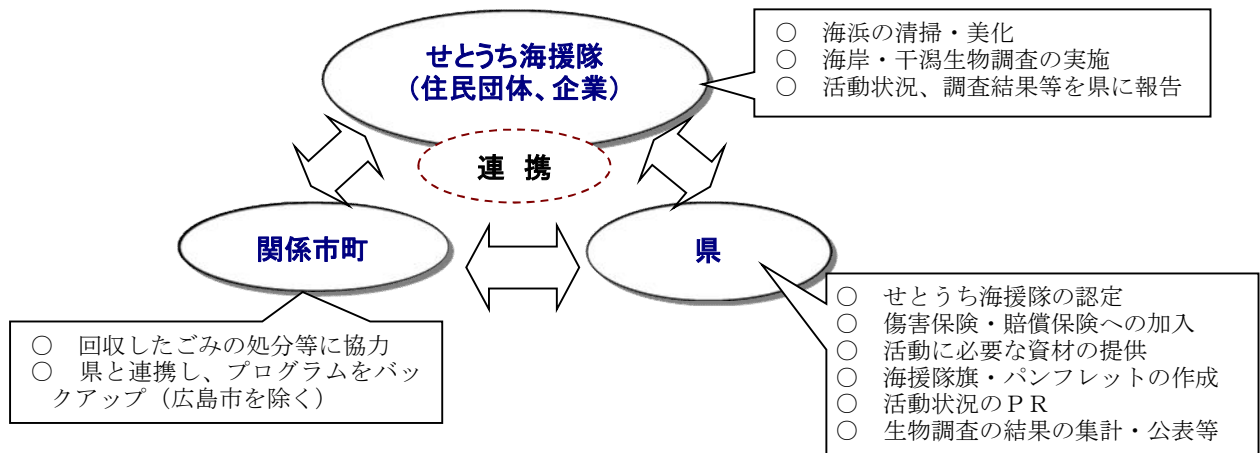
【令和7年度実績・令和8年度内容】瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和7年度末の認定団体：38団体）

図表 4-1-6 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和7年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や、「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和8年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業：下水道の整備促進（P64）、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進（P64）、浄化槽の整備促進等（P64）、排水規制等の実施（P66）、水産基盤整備事業（P93）、放置艇の解消（P94）、港湾環境整備事業（P94）

（4）プラスチックごみの海洋流出防止対策：再掲（P76）

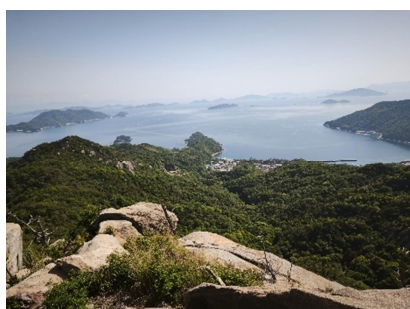
～ひろしまの自然公園～

□広島県の自然公園

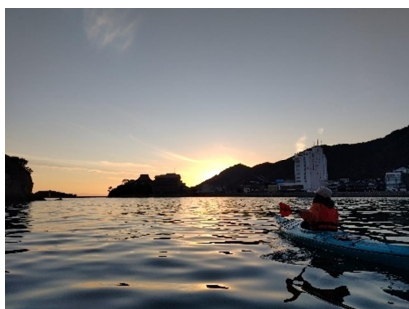
広島県は、瀬戸内海が多島美と中国山地の山々、渓谷が近接し、県内で多様な自然景観に触れられることが特徴です。このような優れた自然景観を保護するとともに、適正な利用を図るために、瀬戸内海国立公園、西中国山地国定公園、比婆道後帝釈国定公園と6つの県立自然公園を指定しています。

□多様な自然環境を生かした自然体験の充実

南部には宮島や鞆の浦に代表される多島美の景観が広がり、北部には恐羅漢山、比婆山連峰などの豊かな森林が見られます。これらの自然資源を活かし、自然環境に配慮した自然体験機会の充実を進めています。



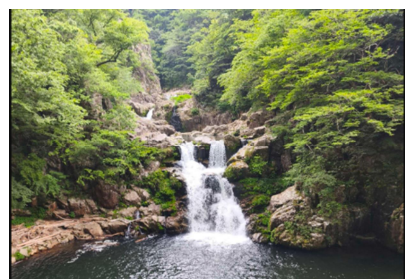
瀬戸内海国立公園
(呉市倉橋町)
火山展望岩からの展望



瀬戸内海国立公園
(福山市鞆の浦)
鞆の浦の夕焼けカヤック
(民間事業者のツアー参加)



西中国山地国定公園
(安芸太田町横川)
恐羅漢でのキャンプ



西中国山地国定公園
(安芸太田町横川)
三段峡の三段滝



比婆道後帝釈国定公園
(庄原市西城町)
道後山登山



比婆道後帝釈国定公園
(庄原市東城町、神石高原町)
帝釈峡の神龍橋

□自然公園の利用促進に向けた取組

自然公園には、老朽化により修繕が必要な施設が多くあります。また、社会情勢が大きく変化したことで利用が低迷している施設や利用者のニーズに合っていない施設もあり、これらが課題となっています。

今後も多くの利用が見込まれる施設については、民間ノウハウの活用や県民のニーズ等を踏まえた改修を行うとともに、四季を通じた自然の魅力を感じられるようにアクティビティの磨き上げを行っていきます。加えて、自然公園で休日を楽しむイメージが湧く動画などにより、楽しみ方の提案を行うことで、行動変容につながる効果的な情報発信を行っていきます。

第2節 生態系の健全な維持管理

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,161種（うち41種は既に絶滅）が選定され、「レッドデータブック」（令和4年3月改定）に取りまとめており、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、ツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-2-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 指定野生生物種等の指定状況

種 名	分 類	種 名	分 類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム、オオハム、アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計 11 種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-2-3 野生鳥獣による農作物被害額

(単位：百万円)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
イノシシ	286	354	358	305	255	202	186	166
シカ	42	44	53	48	52	54	74	82
サル	7	5	10	10	5	4	5	4
その他獣類	9	12	16	14	15	12	14	14
鳥類	45	61	76	83	75	67	78	37
計	389	476	513	461	402	339	358	303

*端数処理により合計が一致しない場合がある

資料：県農業生産課

【成果指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,161 (R3)	1,161	—	—	—	—
自然環境課	自然観察会等への参加者数	人/年	6,296	4,183	6,000 (R7)	—	69.7%	未達成
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	29,531	19,345※1	35,000以上 (R4)	—	55.3%	未達成
自然環境課	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	189	134※2	135以内※2 (R4)	—	100.7%	目標どおり達成

※1 速報値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然観察会等への参加者数	天候等の影響や周知不足などが推測される。	公的施設でのパネル展示実施など、天候等に左右されない形での取組も並行して実施する。
イノシシ年間捕獲頭数	豚熱感染症の拡大で個体数が減少していると推測され、捕獲頭数は未達成であるものの、農作物被害額は高止まりである。	更に農業等の被害を軽減するため、引き続き捕獲に取り組む。

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取組が求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和8年度愛鳥週間ポスター特選（令和7年度募集分）



呉市立吉浦小学校
1年 濱本 心温



三次市立布野中学校
2年 大坪 結愛



福山市立福山高等学校
1年 松岡 芹香

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課、道路整備課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課、道路整備課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が依然として高い水準にあるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県と共に3県共同で実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、3県協議会によるツキノワグマの生息状況調査、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施するほか、緊急銃猟の実施に必要な知識・技術を習得する研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和7年度実績・令和8年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】構成14市町と共に、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和7年度実績】鳥獣保護区（91か所 53,237ha）。

【令和8年度内容】鳥獣保護区（91か所 51,728ha）。

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

第1節 環境学習・自主的な環境活動等の推進

【現状と課題】

環境保全行動に取り組んでいる県民の割合は約7割に達し、その意識は年々高まっており、実際の行動にも着実に繋がっているものの、更なる実践行動を促すためには、社会のあらゆる場において、総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、取組を充実させるとともに、そのための指導者の育成などを行う必要があります。

県では、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行っています。

また、県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルの在り方や自然の大切さに対する理解と認識を深めるため、「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全の普及啓発に取り組んでおり、引き続き、様々な機会を通じた普及啓発を推進するとともに、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	%	59.9 (R2)	69.8※1 (R5)	65 (R5)	—	107.4%	目標どおり 達成
環境政策課	環境学習講師派遣学習会の受講者数	人	113 (R2)	706	700 (R7)	—	100.9%	目標どおり 達成

※1 県政世論調査で3年に1度、調査

【取組状況】

(1) 環境学習の推進

ア 環境学習講師派遣（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

学校、自治会等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識を有する講師を派遣しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は15人を派遣。

＜環境学習講師の派遣者数＞

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
派遣者数（人）	7	31	37	23	24	15

イ 県立広島大学での教育 [高等教育担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部 生命環境学科 環境科学コース）において、水・大気・土壌・資源循環・環境システムなど、環境科学に関する専門的かつ実践的な教育を行っています。県内外の官民の事業体において、環境分野の専門家・技術者として活躍する多くの人材を輩出しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度には、環境科学コース学生に対する環境科学分野の教育及び環境分析関連資格（環境測定分析士等）の取得促進に加え、県及び周辺自治体の環境政策や県内外の環境関連企業の取組について、講義及び見学を通じて理解を深める実践的な教育を実施。令和8年度においても、県及び庄原市の環境政策部門並びに県内環境関連企業と連携し、講演や現地見学等を通じて、実践的な環境科学教育を継続的に実施する予定。

ウ 少年少女水産教室の開催支援 [水産課]

「海の日記念事業」開催の際に、小学生などを対象に、稚魚の放流など栽培漁業の体験学習を実施し、漁業への理解を深めるとともに、資源の大切さを啓発しています。

【令和7年度実績】福山市田尻漁港で、漁業団体等が開催した「海の日」の記念事業」内での啓発活動を支援。

【令和8年度内容】福山市阿伏兎港での取組を予定。

エ グリーン・ツーリズムの推進 [販売・連携推進課]

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、自然環境や資源の大切さを考える機会となるため、広島県内で農林漁業体験活動が可能な施設などを紹介しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】体験施設や宿泊施設の情報をホームページにより提供。

オ 緑化研修及び緑化指導相談 [森林保全課]

県民をはじめボランティア団体や企業の緑化担当者を対象に緑化に必要な知識、技術の研修を行うとともに、県内の小学校を対象に「緑の学校」を開校し、学校に出向いて緑化研修や自然体験学習を行うことで緑化意識の普及啓発を進めています。さらに、みどりについての健康診断や病虫害防除等の緑化相談等を実施し、緑化技術の向上を図っています。

【令和7年度実績】令和7年度は緑化研修及び講習会を86回（緑化研修68回、講習会8回、出張研修10回）、緑の学校18回、緑化相談319件を実施。

【令和8年度内容】前年度と同様の取組を予定。

※ 関連事業：せとうち海援隊支援事業（P95）、環境月間行事の実施（P104）

(2) 啓発活動の推進

ア 環境講演会の開催 [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラム等との共催により、地球環境等に関する講演会を開催しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度はリサイクルと地球温暖化の講演会を開催。令和8年度も各方面での講演会を実施。

イ ひろしま環境賞 [環境政策課]

環境保全活動への意欲を高めるため、地域において先覚的・独創的な環境保全活動等に積極的に取り組み、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体に対し、その功績を称えて表彰しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、長年に渡って環境保全活動に従事した2団体及び個人2名を表彰。令和8年度も引き続き実施。

ウ こどもエコクラブの支援 [環境政策課]

幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、市町の協力を得て、支援情報を提供しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、57団体のこどもエコクラブのメンバー447人が活動。令和8年度も引き続き取組を実施。

エ 環境月間行事の実施 [環境政策課]

県民の環境保全についての理解・関心や積極的な環境保全活動への意欲を高めるため、6月5日の「環境の日¹」及び6月の「環境月間¹」を通じて、国、市町、団体等の協力の下、各種事業を実施しています。

≪「環境の日」ひろしま大会≫

【令和7年度実績・令和8年度内容】

令和7年度は6月21日に参集型イベントを開催し、県内の団体等の環境活動の紹介のほか、環境に係るステージイベントやスタンプラリー等を実施。令和8年度は6月6日に参集型イベントを開催。

1 環境の日、環境月間：1972年6月、国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、「人間環境宣言」が採択された。国連では、この会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」としている。我が国では、環境基本法において6月5日を「環境の日」と定め、また6月を「環境月間」として、事業者及び国民の環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるための各種事業を実施している。

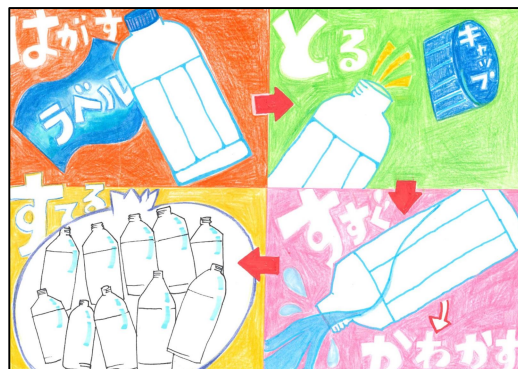
オ 環境と健康のポスター・標語コンクール（環境部門）の実施 [環境政策課]

子供たちに、ポスターや標語の作成を通して環境への関心と環境保全についての理解・認識を深めてもらうため、関係団体と連携しコンクールを開催しています。

【令和7年度実績】応募数：ポスターの部 11,006点、標語の部 24,909点



広島県知事賞
三次市 酒河小学校
3年 玉谷 美和



広島県教育委員会賞
福山市 南小学校
3年 才木 杏桃

ゴミ拾い
一人一個でも
七十八億個

広島県知事賞
廿日市市大野 大野中学校
1年 柿崎 仁之介

フードロス
ぼくはのこさず
たべきるよ

広島県教育委員会賞
大崎上島町 大崎小学校
1年 川本 慎二郎

カ 「エコひろしま」の運営 [環境保全課]

県民・事業者等による環境配慮への自主的な取組を促進するため、県環境情報サイト「エコひろしま」を通じた環境情報の発信を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】「エコひろしま」を運営し、迅速で分かりやすい環境情報を発信。(参考：エコひろしま <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)

(3) リーダー人材の育成

ア 環境学習講師専門研修 [環境政策課]

児童・生徒等を対象とした環境学習会をより効果的に実施するため、環境教育の実践者や、その支援者等を受講対象とする研修会を実施しています。フィールドでのワークショップを行うなど参加者がお互いの経験から学び合い、指導技術を高め合う学びに取り組んでいます。

【令和7年度実績・令和8年度内容】学校や地域において環境教育を実践している者等を対象とし、令和7年度は全3回の研修を実施し、延べ55人が受講。令和8年度も同様に開催予定。

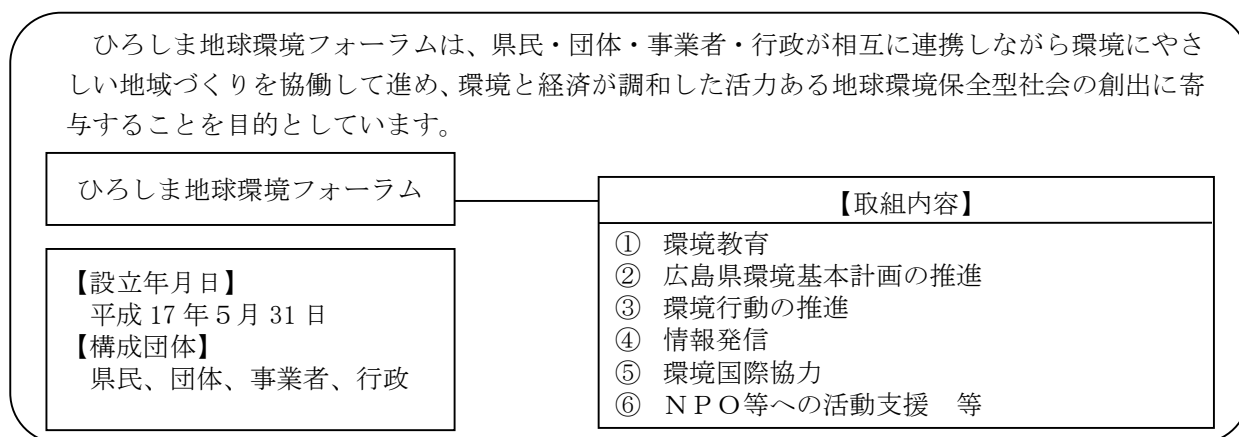
(4) 自主的な環境活動を行う仕組みづくり

ア ひろしま地球環境フォーラムの支援 [環境政策課]

県民、団体、事業者、行政の215会員（令和8年3月末）で組織する「ひろしま地球環境フォーラム」が実施する環境講演会等の環境保全事業に対して、県は事務局として支援しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援。

図表 5-1-1 ひろしま地球環境フォーラムの概要



イ ひろしまアダプト活動²支援事業（マイロードシステム・ラブリバー制度） [道路河川管理課]

県の管理する道路・河川において、道路や河川敷の清掃、緑化、除草などを行う団体をアダプト活動認定団体（マイロード認定団体・ラブリバー認定団体）として認定し、表示板の設置や保険への加入のほか、活動費の一部を奨励金として交付するなど、その活動を支援しています。

【令和7年度実績】マイロード認定団体は、新たに22（総計792）の団体を認定し、21,891人の参加を得て延長617.18kmの道路清掃等を実施。

ラブリバー認定団体は、新たに25（総計511）団体を認定し、15,833人の参加を得て305.89kmの河川清掃等を実施。

【令和8年度内容】アダプト活動の拡大・充実を図るため、奨励金交付事業を継続し、団体への積極的な支援を実施。

ウ 道路河川清掃等業務委託事業 [道路河川管理課]

県が管理する道路河川において、県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な道路河川環境を保持するため、清掃業務等を市町を通じて住民団体に委託し、清掃活動等を行う住民団体を支援しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】清掃活動等を実施。令和7年度は313団体で実施。

² アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動。

エ 河川清掃「クリーン太田川」 [道路河川管理課]

太田川流域の河川において、「クリーン太田川実行委員会」の主催により清掃を実施しており、県も河川管理者として積極的に参加し、清掃活動を行う住民団体等を支援しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は157団体、10,975人が参加。例年7月の河川愛護月間にあわせて基町環境護岸周辺にて一斉清掃活動を実施していたが、気候変動に伴う熱中症対策を踏まえた開催時期の見直し等について多くの意見が寄せられたことから、今年度は試行的に7月期（河川愛護月間）の実施を取りやめ、令和8年11月29日（日）に実施予定。

※ 関連事業：県民運動の支援（P13）、せとうち海援隊支援事業（P95）

オ 広島県グリーンボンドの発行について [財政課]

広島県では、「2050 ネット・ゼロカーボン」の実現に向けた取組の一環として、グリーンボンドを発行しています。県内外の投資家の皆様から、本県の環境施策に共感・応援していただくことで、地球温暖化対策への取組を一層推進します。

また、本県グリーンボンドを購入いただいた投資家の皆様に対し、環境保全活動に参加していただけるよう、支援メニューを提供します。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は購入いただいた投資家の皆様へ環境保全活動支援メニューを提供し、令和8年度は引き続き環境保全活動支援メニューを提供するとともに、本県グリーンボンドを発行予定。

第2節 環境関連産業の振興

【現状と課題】

環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12（2000）年の58兆円から令和5（2023）年には約130兆円に達しています。

本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。

特に市場の拡大が見込まれる省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における研究開発の促進が必要であり、それらを支える人材の育成が重要になっています。

また、リサイクル関連産業の育成は、事業者による廃棄物抑制の取組につながるため、リサイクル関連の研究開発やリサイクル製品の品質向上・販路拡大を推進する必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境・エネルギー産業課	環境・エネルギー分野の付加価値額	億円	684	839 （R6）	892 （R7）	857.3 （R6）	97.9%	概ね達成
環境・エネルギー産業課	環境・エネルギー分野の取組企業数	社	127	168 （R6）	170 （R7）	162.8 （R6）	103.2%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

1 環境・エネルギー関連産業の育成

【取組状況】

（1）環境・エネルギー産業の集積

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [環境・エネルギー産業課]

SDGsをビジネスチャンスと捉え、環境汚染防止、廃棄物処理など環境浄化分野やネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策等の分野において、産学官連携による先進的な環境ビジネス創出や人材育成などに取り組むことで環境・エネルギー産業の集積を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】ひろしま環境ビジネス推進協議会を起点として新たなビジネスモデル開発を支援。広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会を起点としたカーボンリサイクル技術の推進。

(2) 地域資源・特性に応じた支援**ア 環境・エネルギー産業集積促進事業** [環境・エネルギー産業課]

これまでに構築した海外の政府機関や環境団体とのネットワークを生かし、海外市場への販路開拓やプロジェクト形成に取り組むとともに、海外スタートアップ企業等との連携による事業創出等を通じて、県内企業の環境・エネルギー産業における海外展開を加速しています。また、大崎上島町に国のカーボンリサイクル実証研究拠点がある本県の特徴を生かし、広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想に基づき、産学官の連携組織を通じた企業間のマッチング支援や次世代教育プログラムの提供などの取組を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】海外スタートアップ企業等と連携した海外での新規事業創出を支援、カーボンリサイクル技術の社会実装に向けた企業間のマッチング支援、次世代教育プログラムの提供等。

(3) 環境・エネルギー産業の研究開発の推進**ア 環境・エネルギー産業集積促進事業** [環境・エネルギー産業課]

市場の成長が見込まれる環境・エネルギー分野での、研究開発、環境関連製品の開発等を支援するため、開発・実証の経費を助成しています。また、カーボンリサイクル分野においては、国は大崎上島に実証研究の拠点を整備し研究開発が行われており、こうした国の取組と一体となって、本県を舞台にした研究活動を誘発するため、協議会組織を立ち上げ、新たに研究実証・支援制度を創設するなど、カーボンリサイクルの研究拠点化を図っています。

【令和7年度実績】環境・エネルギー産業集積促進補助金による支援（7件）、カーボンリサイクル関連技術の研究・実証支援制度による支援（21件）。

【令和8年度内容】環境・エネルギー産業集積促進補助金による支援及びカーボンリサイクル関連技術の研究・実証支援制度による支援。

イ 中国四川省との環境保護合作事業 [環境政策課] [環境・エネルギー産業課]

県が友好提携を結んでいる四川省と平成3年度に交わした「環境保護合作事業」に関する覚書に基づき、商談会や研修等を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、広島県からの訪問団を派遣し、技術交流を実施。令和8年度も引き続き、技術交流等を実施予定。

※ 関連事業：廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）、びんごエコタウン³推進事業（P110）、循環型社会形成推進機能強化事業（P110）、リサイクル製品使用促進事業（P110）

(4) 産業分野の人材の育成**ア 研究開発などに携わる人材の育成** [研究開発課]

【令和7年度実績】広島県堆肥センター協議会が主催する堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。

【令和8年度内容】堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。

³ びんごエコタウン（構想）：平成12年3月に備後22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてのエコタウンプランとして承認された。

(5) リサイクル産業の集積

ア びんごエコタウン推進事業 [循環型社会課]

福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行い、循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を図っています。

分譲を促進するため、土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じており（びんごエコ団地企業立地支援事業）、令和2年度に全6区画の分譲を完了しました。

【令和7年度実績・令和8年度内容】分譲事業者に対して、立地を支援。

(6) リサイクル産業の育成

ア 循環型社会形成推進機能強化事業 [循環型社会課]

廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対し、研究開発活動経費及び人材育成事業費を助成しています。

【令和7年度実績】研究事業15テーマに72,228千円、人材育成事業1テーマに1,003千円を支援。

【令和8年度内容】研究事業18テーマ、人材育成事業1テーマに支援。

イ リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行っています。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度末時点で462の登録を実施。

図表 5-2-1 令和7年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績

種 別	品 目 名	使 用 量	単 位
第一種	改良土	3,511	m ³
	軽量発泡ガラス	4	m ³
	再生アスファルト安定処理混合物	511	t
	再生加熱アスファルト混合物	3,006	t
	再生鋼土	13,360	m ³
	再生砕石	130	m ³
	再生土	23,671	m ³
	再生抱土	228	m ³
	鉄鋼スラグ	1,485	m ³
	熔融スラグ	8	t
第二種	再生加熱アスファルト混合物	39,554	t
	再生砂	1,670	m ³
	再生砕石	54,579	m ³
	再生粒度調整砕石	6,252	m ³
	鉄鋼スラグ	28	m ³
	法面緑化用吹付材	847	kℓ
	有機肥料	268,000	kg

資料：県循環型社会課

第3節 環境配慮の仕組みづくり

1 事業者等による環境に配慮した取組の推進

【現状と課題】

(1) 環境に配慮した事業活動等の普及促進

環境保全に対する事業者の理解度は着実に高まっており、実際の行動につながっている事業者の割合は年々増加しているものの、更なる理解醸成と実践行動の促進が求められています。

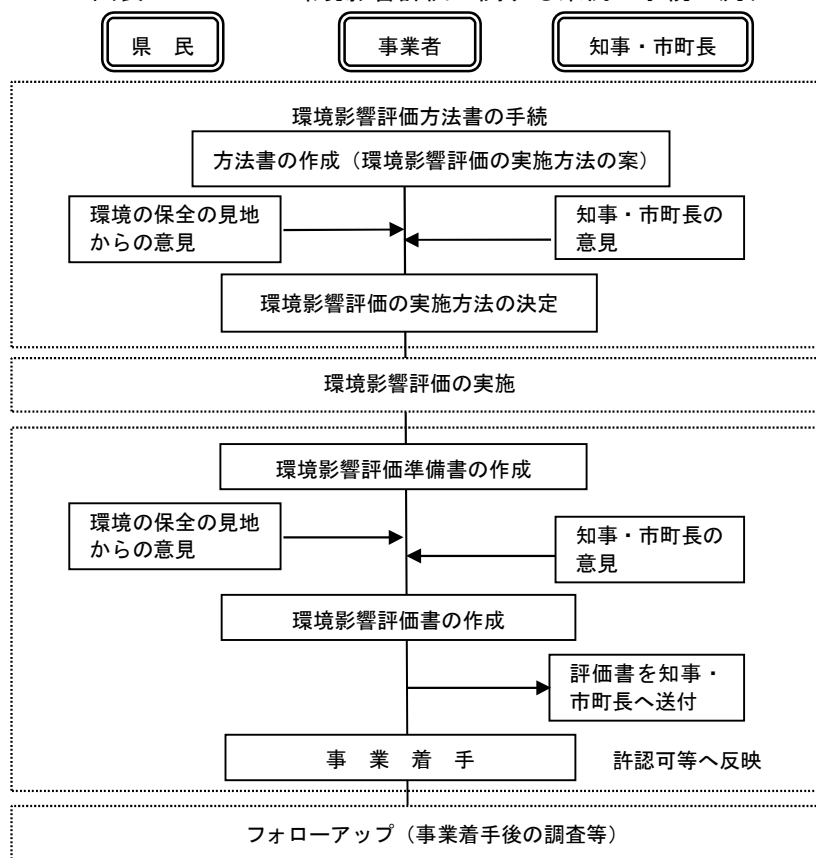
県では、事業者等が自主的に環境負荷低減を目指す環境マネジメントシステム⁴(エコアクション21⁵など)の導入に資するセミナー等を開催していますが、認証資格の取得事業者数は横ばい傾向にあります。

環境経営やSDGsに取り組むメリット・方法を多くの事業者には十分理解・把握してもらう必要があります。

(2) アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。「環境影響評価⁶法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続について規定しています。

図表 5-3-1 環境影響評価に関する条例の手続の流れ



資料：県環境保全課

4 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続。

5 エコアクション21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組み易い環境マネジメントシステム。

6 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	29.7	68.8	75 (R7)	—	91.7%	概ね達成
環境政策課	環境経営やSDGsに関するセミナー等受講事業者数	者	65 (R2)	101	80 (R7)	—	126.3%	目標以上達成

【取組状況】

（１）環境に配慮した事業活動等の普及促進

ア ひろしま地球環境フォーラム等との連携 【環境政策課】

環境問題に関心の深い企業や団体、行政などが連携して環境にやさしい地域づくりを協働して進めることなどを目的として設立されたひろしま地球環境フォーラム等と連携して、講演会やセミナー等を行っています。事業を通じ、事業者等に対して、環境経営やSDGsに取り組むメリットなどを紹介することにより、事業者等の環境に配慮した取組を促進します。

イ 環境マネジメントシステムの導入促進 【環境政策課】

環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められていることから、セミナー等を実施し、中小企業向け環境マネジメントシステムであるエコアクション21やISO14001等の取得促進を図っています。

ウ 融資制度等による支援

（ア）中小企業高度化資金貸付制度 【経営革新課】

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】貸付条件は次のとおり（令和7年度は実績なし。）。

図表 5-3-2 貸付条件（令和8年度中に貸付け決定の場合）

区 分	一般の高度化事業	共同公害防止等施設を整備する場合
貸付限度額	貸付対象施設の設置資金の90%以内	
貸付利率	年0.2%	無利子
償還期間	20年以内（うち据置期間3年以内）	

※原則、金融機関保証が必要です。

資料：県経営革新課

（イ）農業近代化資金制度 【農業生産課】

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】融資条件は次のとおり（令和7年度は実績なし。）。

図表 5-3-3 融資条件（令和8年6月18日）

貸付限度額	個人：1,800万円（県特認2億円）、法人：2億円、農協等：15億円
貸付利率	年3.10%
償還期間	個人・法人：15年以内（うち据置期間3年以内） 農協等：20年以内（うち据置期間3年以内）

資料：県農業生産課

（2）環境に配慮した物品等の購入**ア 県産材消費拡大支援事業** 【林業課】

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した木造建築物を建築する場合、その金額の一部を助成しています。

【令和7年度実績】2,947棟の建築物に対し、総額92,141千円（平均3.1万円/棟）を助成。

【令和8年度内容】県産ヒノキ構造材及び県産スギ・ヒノキ内外装材を使用した木造建築物の建築等に対し、県産材利用量に応じて、その一部を支援。

（3）法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施**ア 環境影響評価法・条例に基づく手続** 【環境保全課】

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導しています。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査しています。

【令和7年度実績】呉市が関係地域として計画されている次期ごみ処理施設整備事業について、条例に基づく準備書手続を実施。三次市が関係地域として計画されている太陽光発電所の設置について、法に基づく準備書手続を実施。また、手続終了後の事業に対する事後調査は、4件について報告を求め、調査状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立て等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。

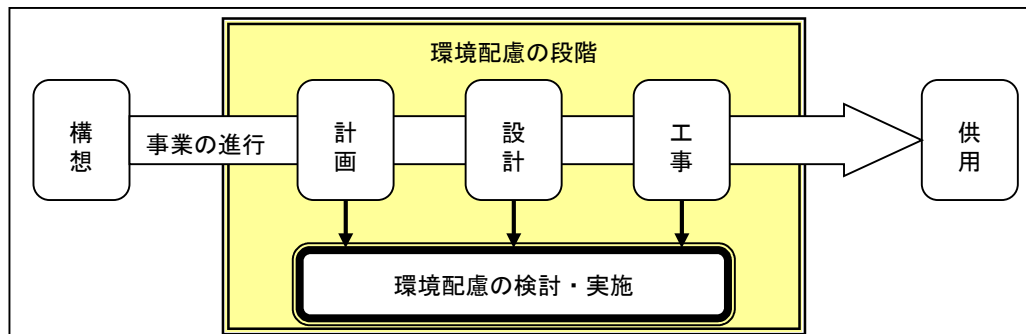
【令和8年度内容】引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適切な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

（４）公共事業における環境配慮の推進

ア 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めています。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 5-3-4 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【令和7年度実績・令和8年度内容】計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成（令和7年度実績：大・中規模事業61件）。《環境配慮チェック表は、「広島県環境データ集」参照》

2 県自らの率先行動

【現状と課題】

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「広島県地球温暖化対策実行計画」、「自動車使用合理化計画」及び「広島県グリーン購入方針⁷」により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

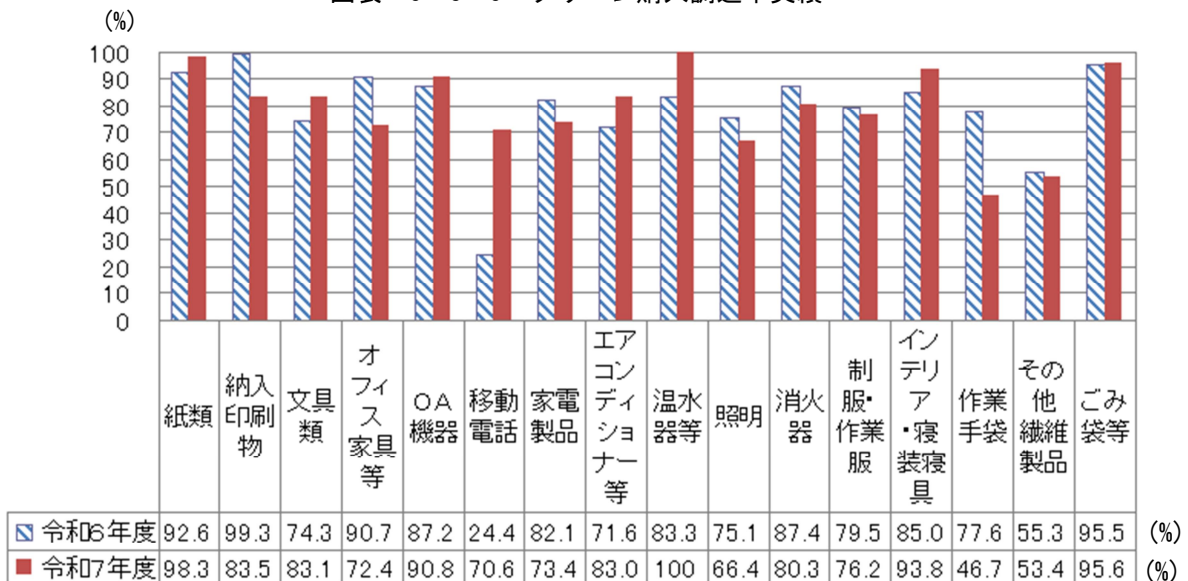
令和5年3月には、県自らが事務事業で排出する温室効果ガスの削減目標を定めた第5期広島県地球温暖化対策実行計画を改定し、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、計画に基づいて、県有施設のLED化や太陽光発電設備の設置など、省エネや創エネによる温室効果ガスの削減対策を進めています。

また、令和7年度のグリーン購入の調達実績については、5分野で90%以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

調査・研究分野では、総合技術研究所や県立広島大学において、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組み、多様な環境問題の解決に貢献しています。

今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

図表 5-3-5 グリーン購入調達率実績



資料：県環境政策課

7 広島県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。

（参考：県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b5-green-index-h23.html>）

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	県の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	135,754※ ² (H25)	79,207 ※ ^{2,3}	61,089 ※ ² (R12)	83,049 ※ ^{1,2} (R7)	104.6%	目標どおり達成
環境政策課	県のグリーン購入調達率	%	88.3	86.1	100 (R7)	—	86.1%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 外部機関へ移行した広島県水道広域連合企業団及び地方独立行政法人広島県立病院機構の温室効果ガス排出量を差し引いた値

※3 県庁本庁舎における再エネ電力の調達（P117）等の効果を反映した排出量。なお、基礎排出係数を用いて算定した排出量は85,741t-CO₂。

〈未達成の項目の要因と今後の対応方針〉

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
県のグリーン購入調達率	ネット調達などにおいて、グリーン購入適合商品の調達に関する意識啓発が十分ではなかったため。	グリーン購入法適合商品を優先的に発注するよう、周知を行う。

【取組状況】

（１）温室効果ガス削減行動

ア 県地球温暖化対策実行計画の推進 【環境政策課】

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき策定した実行計画の趣旨を踏まえ、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進しています。

令和5年3月に実行計画を改定し、県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を、2030年度までに55%削減（2013年度比）する削減目標を設定しました。

実行計画に基づいて、令和5年度からは温室効果ガス排出量の8割を占める電気の使用に係る取組を重点的に実施していくこととしており、太陽光発電設備の設置等の再エネ創出と、照明のLED化等の省エネ製品への切替を計画的に推進していきます。

※ 関連事業：広島県地球環境対策推進会議（P7、P21）

（ア）県有施設照明のLED化 【環境政策課】

消費電力が少ないLED照明への切替を計画的に行い、2030年度までに100%LED化を目指します。

また、庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置していくこととします。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、13施設で工事完了。令和8年度も引き続き県有施設照明のLED化を実施。

（イ）県設置の信号機のLED化 【交通規制課】

二酸化炭素排出量の低減を図るため、計画的に消費電力が少ないLED信号機（車両用灯器、歩行者用灯器）に改修し、2030年度までに100%LED化を目指します。

【令和7年度実績】LED灯器を車両用1,518灯、歩行者用1,497灯整備。

【令和8年度内容】LED灯器を車両用1,620灯、歩行者用1,680灯整備予定。

＜LED信号灯器整備状況＞

（単位：灯）

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
車両用灯器	262	510	589	592	1,224	1,767	1,554	1,518
歩行者用灯器	233	340	317	196	398	1,591	1,639	1,497

(ウ) 太陽光発電設備の導入 [環境政策課]

PPA モデル⁸により、太陽光発電設備を計画的に導入し、2030 年度末までに設置可能な施設・土地の 50%に導入を目指します。

【令和 7 年度実績・令和 8 年度内容】新たな施設への導入を検討。

(エ) 再エネ電力の調達 [環境政策課・財産管理課]

県庁本庁舎で使用する電力について、令和 5 年度から電気小売事業者から再生可能エネルギーを調達することで 100%再エネ化しています。

【令和 7 年度実績・令和 8 年度内容】令和 5 年 4 月から再生可能エネルギー電力の調達を開始。令和 8 年度についても継続。

(オ) 公用車の電動化 [環境政策課]

更新年度（リース 7 年、所有 12 年）を迎えた公用車について、代替可能な電動車がない場合を除き、リースにより原則ハイブリッド自動車を調達していき、2030 年度までに既存車両も含めて 100%電動車とすることを目指します。

【令和 7 年度実績・令和 8 年度内容】令和 7 年度は、43 台をハイブリッド車に更新。令和 8 年度も引き続きハイブリッド自動車等の電動車の調達を実施。

イ 下水道資源の有効活用 [流域下水道課]

(ア) 消化ガス発電事業（太田川流域下水道事業）

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した民設民営の発電事業を、令和元年度より実施しています。

(イ) 汚泥固形燃料化事業（芦田川流域下水道事業）

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、芦田川浄化センターにおいて、下水の処理工程で発生する汚泥を石炭等代替燃料として利用可能とする汚泥固形燃料化施設を設置しています。平成 29 年 1 月供用開始。汚泥固形燃料化施設により、令和 7 年度は 4,222 トンの固形燃料化物を製造し、約 5,333 トンの二酸化炭素排出量を削減。引き続き、汚泥固形燃料化施設を運転し、二酸化炭素排出量を削減します。

(ウ) 未利用地の利活用の促進（太田川、芦田川、沼田川流域下水道事業）

各浄化センターの未利用地の利活用策として、未利用地（一部）へ太陽光発電事業（PPA モデル）を導入することとし、令和 9 年度中の導入を目指します。

【令和 7 年度実績】PPA 事業者（最優秀提案者）を選定。

【令和 8 年度内容】太陽光発電設備の設置に向けた工事等を実施。

8 PPA モデル：PPA 事業者が需要家の屋根等に太陽光発電システムを設置・運用し、そこで発電した電気から需要家が電気使用量に応じて PPA 事業者から電気使用料を支払うモデル。

(2) 環境配慮率先行動

ア グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負荷の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】紙類、文具類など23分野290品目（令和8年度は23分野293品目）について調達のための具体的な判断基準を定めるとともに、各分野で調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業（P110）

イ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスタープランを作成し、これを踏まえた事業計画の策定や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行っています。

【令和7年度実績】農業農村整備事業計画地区において「県農村環境情報協議会」での意見交換を踏まえ、環境配慮工法等を検討。

【令和8年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会での意見交換を踏まえながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

(3) 県による調査・研究の推進

ア 県立広島大学における研究 [高等教育担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部 生命環境学科 環境科学コース等）において、行政、企業及び公設の試験研究機関など様々な機関と連携して、環境に関する研究に取り組みます。

【令和7年度実績・令和8年度内容】地域や企業のニーズに対応した環境に関する研究等を実施。

（令和7年度の主な研究実績）

項目	研究内容等
安全な水道水の供給に関する研究	水道管網への生活排水の混入の可能性に関する研究 ～県内の事業体と連携して水道管路への生活排水の混入の可能性を検知する等の研究を実施
	水道原水のトリハロメタン※ ¹ 等消毒副生成物生成能の予測に関する研究 ～県内の水道事業体と協働で水道原水（河川水）の試験によって、水道水のトリハロメタン生成能をAIにより判定し、早期に予測する手法についての研究を実施
	耐塩素性病原微生物の代替指標に関する研究 ～国立感染症研究所および複数の水道事業体と連携して、水源の水質指標となる嫌気性芽胞菌の検査法などについての研究を実施
資源循環に関する研究	廃棄木材から有用な化成品への変換に関する研究 ～木質バイオマスの熱水分子変換技術を用いて、廃棄される木材中のセルロース成分から、医薬品・機能性材料の原料となる有用な化成品を合成する手法について研究を実施
	未利用雑草を利用した給水材料の開発 ～未利用の雑草を原料に化学処理によって生分解性のある吸水材料を調製、従来の生分解性の低い製品の代替による海洋プラスチック汚染の抑制等について企業と共同研究を実施
様々なモノづくりに関わる環境影響評価	LCA※ ² を用いた脱炭素・カーボンニュートラルなどを旨とした低環境負荷なモノづくりに関する研究 ～建築物や建築材料を中心として、様々な事業者が生産する製品の環境負荷量の算定方法の研究や、その削減策などを提案

※¹ 消毒副生成物の一種、塩素消毒によって副次的に生成される

※² LCA（Life Cycle Assessment）。ある製品・サービスのライフサイクル全体またはその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内事業者等や事業局から要請された技術課題に対応し、既存製品の改良・新商品開発・生産性向上を支援し、県経済の持続的発展と県民の健康と快適な生活環境の確保に貢献します。

【令和7年度実績・令和8年度内容】保健環境・工業・農林水産業分野を有する総合力やこれまでの技術蓄積等の強みを発揮し、ニーズを起点とした課題解決・研究開発を推進。廃棄物中の有害物質の分析技術開発など、産学両者の連携・共同による循環型社会への転換に向けた研究開発事業による支援を実施。

(4) 研究成果の利用促進

ア 調査・研究等の成果の公表 [研究開発課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度に開発した、ポリ塩化ビフェニルを始めとする有機塩素化合物の測定法を学会等で公表。この技術の適用範囲を拡げる研究を進めるとともに、技術の社会実装を見据えた広報・営業活動を推進。

付1 第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況

(総合計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
16	42	8	12

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

(第1章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
5	7	2	6

第1節 省エネルギー対策等の推進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	温室効果ガス排出量(県全体)	万 t-CO ₂	4,825 (R3)	4,540 (R4)	4,327※	R7	5,903 (H25)	4,721 (R4)	103.8%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (産業)		3,467 (R3)	3,144 (R4)	3,100※		4,094 (H25)	3,348 (R4)	106.1%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (民生(業務))		214 (R3)	203 (R4)	215※		405 (H25)	263 (R4)	122.8%	目標以上 達成
成果	二酸化炭素排出量 (運輸)		515 (R3)	519 (R4)	518※		613 (H25)	541 (R4)	104.0%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (民生(家庭))		389 (R3)	431 (R4)	344※		579 (H25)	403 (R4)	93.0%	概ね達成
成果	二酸化炭素排出量 (廃棄物)		42 (R3)	42 (R4)	34※		45 (H25)	37 (R4)	86.3%	未達成
参考	電力使用量(民生(業務))	TJ	10,174 (R3)	9,305 (R4)	11,779※		17,076 (H25)	13,103 (R4)	129.0%	目標以上 達成
参考	電力使用量(家庭)	TJ	21,188 (R3)	23,783 (R4)	19,474※		23,711 (H25)	20,533 (R4)	84.2%	未達成
参考	次世代自動車導入割合	%	27.0 (R5)	29.7 (R6)	31		17.8 (H30)	29.0 (R6)	102.5%	目標どおり 達成
成果	その他ガス排出量	万 t-CO ₂	200 (R3)	200 (R4)	117※		167 (H25)	129 (R4)	45.1%	未達成

※第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	太陽光発電設備導入量	千 Kw	1,875 (R5)	1,912 (R6)	1,669	R7	1,359	1,617 (R6)	118.3%	目標どおり 達成
成果	バイオマス発電設備導入量		280 (R5)	281 (R6)	128		128	128 (R6)	219.4%	目標以上 達成
成果	廃棄物発電設備導入量		72 (R5)	65 (R6)	68		68	68 (R6)	95.3%	概ね達成

第3節 カーボンサイクルの推進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	12	12	基準年度値 より増加	R7	5※ (R2)	—	240.0%	目標以上 達成
成果	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	2	2	基準年度値 より増加		1 (R2)	—	200.0%	目標以上 達成
成果	手入れ不足人工林の間伐面積	ha	878	836	1,050		617	—	79.6%	未達成

※ 国のカーボンリサイクル関連予算を活用した技術開発のうち、大崎上島町の実証研究拠点化に係るもの(CO₂分離回収技術を含む累計)

第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
参考	気候変動適応策の認知度	%	10.9	11.9	基準年度値 より増加	R7	18.2 (R3)	—	65.4%	未達成
参考	避難の準備行動ができている人の割合	%	15.7※ ²	17.9※ ²	50		13.6※ ¹	—	35.8%	未達成
参考	河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数※ ³	戸	約 16,750	約 16,700	約 16,700		約 18,000 (R2)	—	100%	目標どおり 達成
参考	土砂災害から保全される家屋数	戸	約 131,000	約 131,000	約 129,000		約 116,000 (R2)	—	101.6%	目標どおり 達成

※1 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる5つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※2 ※1に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※3 河川毎に計画規模(年超過確率 1/10～1/100)の洪水を想定

第2章 循環型社会の実現

(第2章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
3	6	1	1

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	一般廃棄物排出量※	万 t	84.3 (R5)	82.0 (R6)	89.1	R7	92.9 (H30)	89.6 (R6)	108.5%	目標どおり 達成
成果	一般廃棄物再生利用率※	%	35.2 (R5)	34.1 (R6)	32.5		31.8 (H30)	32.4 (R6)	105.2%	目標どおり 達成
成果	一般廃棄物最終処分率		9.8 (R5)	8.9 (R6)	12.2		12.7 (H30)	12.3 (R6)	127.6%	目標以上 達成
成果	産業廃棄物排出量	万 t	1,212 (R5)	1,176 (R6)	1,453		1,465 (H30)	1,455 (R6)	119.2%	目標どおり 達成
成果	産業廃棄物再生利用率	%	73.9 (R5)	71.7 (R6)	75.5		74.9 (H30)	75.4 (R6)	95.1%	概ね達成
成果	産業廃棄物最終処分率		1.6 (R5)	1.4 (R6)	1.9		2.3 (H30)	2.0 (R6)	130.0%	目標以上 達成
成果	がれき類の再生利用率		94.0 (R5)	95.3 (R6)	94.2		90.2 (H30)	93.6 (R6)	101.8%	目標どおり 達成
成果	廃プラスチック類の再生利用率		79.2 (R5)	80.5 (R6)	76.4		64.3 (H30)	74.7 (R6)	107.8%	目標どおり 達成

※ 集団回収及び店頭回収を含む。一般廃棄物再生利用率は、エネルギー利用を含む。

第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	市町における災害廃棄物初動マニュアルの策定※	自治体数	23	23	23	R3	12	—	100%	目標どおり 達成
成果	電子マニフェスト普及率	%	66.7	70.6	80.0	R7	51.5 (H30)	—	88.3%	未達成
成果	産業廃棄物の不法投棄件数(投棄量10t以上)	件	1	1	2		2.6	—	150.0%	目標以上 達成

※ R3 の達成を目標にしていたが、R3 は未達。R4 に達成した。R4 以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直し支援を実施。

第3章 地域環境の保全

(第3章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
7	20	3	0

第1節 良好な大気環境の確保

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境基準達成率： 二酸化硫黄	%	100	100	100	R7	100	—	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 一酸化炭素		100	100	100		100	—	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 二酸化窒素		100	100	100		100	—	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 浮遊粒子状物質		100	100	100		100	—	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： ベンゼン		100	100	100		100	—	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： ジクロロメタン		100	100	100		100	—	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 一般地域における騒音		95.6	96.6	環境基準の 達成率の向 上を図る		91.9	—	105.1%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 道路に面する地域における騒音		89.9	88.7			84.6	—	104.9%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 航空機騒音		100	100	100		100	—	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 新幹線鉄道騒音		75.0	66.7	環境基準の 達成率の向 上を図る		50	—	133.4%	目標以上 達成

第2節 健全な水環境の保全・管理

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境基準達成率： 重金属等有害物質	%	100	100	100	R7	100	—	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率：河川BOD		93.9	93.9	環境基準の達成率の向上を図る		92.7	—	101.3%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率：海域COD		35.7	50			42.9	—	116.6%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率：海域全窒素		88.9	88.9			88.9	—	100%	目標どおり 達成

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境基準達成率: 海域全りん	%	100	100	100	R7	100	—	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率: 地下水		89.8	80	環境基準の達成 率の向上を図る		81.6	—	98.0%	概ね達成
参考	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 生活系COD	t/日	14 (R5)	14 (R6)	13	R6	15	—	92.3%	概ね達成
参考	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 産業系COD		16 (R5)	16 (R6)	20		20	—	120.0%	目標以上 達成
参考	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): その他COD		6 (R5)	6 (R6)	7		7	—	114.3%	目標どおり 達成
参考	污水处理人口普及率	%	91.0	91.3	92.8	R8	88.8	92.2 (R7)	99.0%	概ね達成

第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	ダイオキシン類環境基準達成率： 大気	%	100	100	100	R7	100	—	100%	目標どおり 達成
成果	ダイオキシン類環境基準達成率： 公共用水域		100	100	100		100	—	100%	目標どおり 達成
成果	ダイオキシン類環境基準達成率： 土壌		100	100	100		100	—	100%	目標どおり 達成
参考	事業者によるダイオキシン自主測定 の排出基準適合率		98.5	100	100		100	—	100%	目標どおり 達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の環境 への届出排出量：大気※	t/年	4,213 (R5)	4,186 (R6)	排出量の削減 を図る		6,102 (H30)	—	131.4%	目標以上 達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の環境 への届出排出量：公共用水域※		216 (R5)	162 (R6)			217 (H30)	—	125.3%	目標以上 達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の環境 への届出排出量：埋立処分※		578 (R5)	940 (R6)			2,324 (H30)	—	159.6%	目標以上 達成

※ 現状値は、令和5年度の届出対象物質の見直し後も継続して指定された 319 物質の排出量

第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	3品目(ペットボトル、プラスチックボ トル、レジ袋)の海岸漂着物量	t	1.5	1.6	7.9	R7	8.4	—	179.7%	目標以上 達成

第5節 地域環境の維持・向上

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	水質事故発生件数	件	96	85	現状より減少させる	R7	147	—	142.2%	目標以上 達成
成果	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状を維持		818	—	100%	目標どおり 達成

第4章 自然環境と生物多様性の保全

(第4章の計)	目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
	0	5	0	4

第1節 自然資源の持続可能な利用

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	自然公園利用者数	千人	8,271	8,370	基準年度値より増加	R7	9,642	—	86.8%	未達成
参考	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054		2,054	—	100%	目標どおり 達成
参考	自然公園面積		37,857	37,857	37,857		37,857	—	100%	目標どおり 達成
参考	自然海浜保全地区面積(陸域)		17	17	17		17	—	100%	目標どおり 達成
参考	森林ボランティア参加数	人	54,066	55,207	78,108		78,108	—	70.7%	未達成
参考	アマモ場、ガラモ場等の造成面積	ha	45.8	48.6	46.2		26.2	—	105.2%	目標どおり 達成

第2節 生態系の健全な維持管理

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,161	1,161	—	—	1,161 (R3)	—	—	—
参考	自然観察会等への参加者数	人/年	3,944	4,183	6,000	R7	6,296	—	69.7%	未達成
参考	特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体群管理:イノシシの捕獲頭数	頭/年	22,229	19,345※1	35,000 以上	R4	29,531	—	55.3%	未達成
参考	特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体群管理:ツキノワグマの除去頭数		474※2	134※2	135 以内※2	R4	189	—	100.7%	目標どおり 達成

※1 速報値
※2 広島県、島根県、山口県の合計

(第5章の計)

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
1	4	2	1

第1節 環境学習・自主的な環境活動等の推進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	%	69.8 [※] (R5)	69.8 [※] (R5)	65	R5	59.9 (R2)	—	107.4%	目標どおり 達成
参考	環境学習講師派遣学習会の受講者数	人	792	706	700	R7	113 (R2)	—	100.9%	目標どおり 達成

※ 県政世論調査で3年に1度、調査

第2節 環境関連産業の振興

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境・エネルギー分野の付加価値額	億円	850 (R5)	839 (R6)	892	R7	684	857.3 (R6)	97.9%	概ね達成
成果	環境・エネルギー分野の取組企業数	社	155 (R5)	168 (R6)	170		127	162.8 (R6)	103.2%	目標どおり 達成

第3節 環境配慮の仕組みづくり

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R6)	現状値 (R7)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	67.4	68.8	75	R7	29.7	—	91.7%	概ね達成
参考	環境経営やSDGsに関するセミナー等受講事業者数	者	112	101	80		65 (R2)	—	126.3%	目標以上 達成
成果	県の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	86,717 ^{※1}	79,207 ^{※1、2}	61,089 ^{※1}	R12	135,754 ^{※1} (H25)	83,049 ^{※1} (R7)	104.6%	目標どおり 達成
参考	県のグリーン購入調達率	%	80.8	86.1	100	R7	88.3	—	86.1%	未達成

※1 外部機関へ移行した広島県水道広域連合企業団及び地方独立行政法人広島県立病院機構の温室効果ガス排出量を差し引いた値

※2 県庁本庁舎における再エネ電力の調達(P117)の効果を反映した排出量。なお、基礎排出係数を用いて算定した排出量は85,741t-CO₂。

付2 環境関連事業費

第2部に掲載している県の環境施策について、項目ごとに合計予算をまとめています。

(単位:千円)

項 目	R7当初予算	R8当初予算
第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進		
第1節 省エネルギー対策等の推進		
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進	※ 44,524,601	※ 44,577,579
2 その他温室効果ガス削減対策の推進	5,411	5,132
第2節 再生可能エネルギーの導入促進		
	347,729	241,536
第3節 カーボンサイクルの推進		
1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進	(193,768)	(189,736)
2 森林吸収源対策の推進	1,528,081	1,539,138
第4節 気候変動を見据えた適応策の推進		
	6,737	7,640
第2章 循環型社会の実現		
第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり		
1 一般廃棄物の徹底的な資源循環	13,228	13,231
2 産業廃棄物の徹底的な資源循環	488,618	772,490
第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり		
1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理	16,501	17,278
2 産業廃棄物の適正処理	423,206	425,669
3 廃棄物不法投棄防止対策	156,724	148,246
第3章 地域環境の保全		
第1節 良好な大気環境の確保		
1 大気質の保全	80,973	81,673
2 騒音・振動・悪臭の防止	47,512	35,777
第2節 健全な水環境の保全・管理		
	※ 7,819,798	※ 6,948,926
第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全		
	39,167	40,204
第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策		
	148,518	120,956
第5節 地域環境の維持・向上		
1 総合的な環境保全対策の推進	43,042	48,716
2 身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造	※ 46,212,150	※ 47,297,082
第4章 自然環境と生物多様性の保全		
第1節 自然資源の持続可能な利用		
	※ 13,856,448	※ 14,452,027
第2節 生態系の健全な維持管理		
	※ 76,206,649	※ 76,271,882
第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」		
第1節 環境学習・自主的な環境活動の推進		
	※ 4,391,070	※ 4,590,059
第2節 環境関連産業の振興		
	※ 398,121	※ 383,048
第3節 環境配慮の仕組みづくり		
1 事業者等による環境に配慮した取組の推進	※ 106,657	※ 361,925
2 県自らの率先行動	※ 4,968,129	※ 5,117,133

(注1) 予算が複数の項目に跨る場合は、主たる項目の欄に合計予算をまとめています。

(注2) 予算が環境関連事業とそれ以外の事業に跨る場合は、※印を付しています。

(注3) 複数の事業をまとめて予算措置している場合は、主たる事業の予算額の欄に合計予算額を示し、それ以外の事業の予算額の欄は()書きで合計予算額を示しています。

付3 県・市町の環境行政組織(令和8年4月1日現在)

(1) 県

部 課 名		所 在 地	TEL
環 境 県 民 局	環 境 政 策 課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2911
	環 境 保 全 課		082-513-2917
	自 然 環 境 課		082-513-2932
	循 環 型 社 会 課		082-513-2951
	産 業 廃 棄 物 対 策 課		082-513-2963
事 務 所 名		所 在 地	TEL
生 活 環 境 ・ 廃 棄 物	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
	西部厚生環境事務所広島支所 環境管理課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5537
	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-4634
	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5191
自 然 環 境	西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	西部農林水産事務所呉農林事業所 林務課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部農林水産事務所東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部農林水産事務所 林務課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	東部農林水産事務所尾道農林事業所 林務課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
	北部農林水産事務所 林務第一課	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015
総合技術研究所 保健環境センター		〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29	082-255-7131

(2) 市町

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
広島市	温暖化対策課 環境保全課	環境政策課 環境施設部 業務第一課 (一般廃棄物) 業務第二課 (浄化槽) 産業廃棄物指導課	—	広島市中区国泰寺町 1-6-34	環境政策課 082-504-2505 温暖化対策課 082-504-2185 環境保全課 082-504-2097 環境施設部 082-504-2209 業務第一課 082-504-2219 業務第二課 082-504-2223 産業廃棄物指導課 082-504-2225	082-504-2229
呉市	環境政策課 環境試験センター	環境政策課 環境業務課 環境施設課 (廃棄物) 環境試験センター (浄化槽)	環境政策課 土木総務課 農林水産課	環境政策課、土木総務課、 農林水産課 呉市中央 4-1-6 環境業務課 呉市広多賀谷 3-8-7 環境施設課 呉市広多賀谷 3-9-2 環境試験センター 呉市青山町 5-3	環境政策課 0823-25-3301 環境業務課 0823-74-9100 環境施設課 0823-74-9107 環境試験センター 0823-25-3551 土木総務課 0823-25-3668 農林水産課 0823-25-3317	環境政策課 0823-32-1621 環境業務課 0823-71-7497 環境施設課 0823-74-3312 環境試験センター 0823-25-9752 土木総務課 0823-25-0347 農林水産課 0823-25-7592
竹原市	地域づくり課	地域づくり課	地域づくり課 産業振興課	竹原市中央 5-6-28	地域づくり課 0846-22-2279 産業振興課 0846-22-7745	0846-22-8579

市町	課（室）名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
三原市	環境施設課 生活環境課	環境施設課 （廃棄物） 生活環境課 （浄化槽）	生活環境課 都市開発課	環境施設課 三原市八坂町 10227 生活環境課、都市開発課 三原市港町 3-5-1	環境施設課 0848-62-4197 生活環境課 0848-67-6194 都市開発課 0848-67-6113	環境施設課 0848-67-6069 生活環境課 0848-64-4103 都市開発課 0848-64-6057
尾道市	環境政策課	環境政策課 下水道課 （浄化槽） 清掃事務所 （一般廃棄物）	農林水産課 環境政策課	環境政策課、農林水産課 尾道市久保 1-15-1 下水道課 尾道市長江 3-6-52 清掃事務所 尾道市長者原 1-220-75	環境政策課 0848-38-9434 下水道課 0848-29-6250 清掃事務所 0848-48-2900 農林水産課 0848-38-9473	環境政策課 0848-38-9293 下水道課 0848-37-5376 清掃事務所 0848-48-2820 農林水産課 0848-37-2377
福山市	環境総務課 環境保全課	廃棄物対策課 （廃棄物） 環境保全課 （浄化槽）	環境保全課	福山市東桜町 3-5	環境総務課 084-928-1071 環境保全課 084-928-1072 廃棄物対策課 （一般廃棄物） 084-928-1073 （産業廃棄物） 084-928-1168	084-927-7021
府中市	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	府中市鶴飼町 74-2	（環境保全） （自然環境） 0847-44-9144 （廃棄物） 0847-43-9222	0847-43-9223
三次市	環境政策課	環境政策課	環境政策課	三次市十日市中 2-8-1	（環境保全） （自然環境） 0824-62-6136 （廃棄物） 0824-66-3449	（環境保全） （自然環境） 0824-62-6397 （廃棄物） 0824-66-3168
庄原市	環境政策課	環境政策課 （廃棄物） 下水道課 （浄化槽）	環境政策課	環境政策課 庄原市是松町 20-25 下水道課 庄原市中本町 1-10-1	環境政策課 0824-74-6253 下水道課 0824-73-1175	環境政策課 0824-72-5517 下水道課 0824-72-3322
大竹市	環境整備課	環境整備課 リサイクルセンター （廃棄物） 環境整備課 （浄化槽）	産業振興課 都市計画課 環境整備課	環境整備課、産業振興課、 都市計画課 大竹市小方 1-11-1 環境整備課リサイクルセンター 大竹市東栄 3-4	環境整備課 0827-59-2154 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5101 産業振興課 0827-59-2130 都市計画課 0827-59-2167	環境整備課 0827-57-0880 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5180 産業振興課、 都市計画課 0827-57-7130
東広島市	生活衛生課	廃棄物対策課 （廃棄物） 生活衛生課 （浄化槽）	生活衛生課 環境先進都市 推進課 都市整備課 （自然公園管理） （緑の基本計画）	東広島市西条栄町 8-29	生活衛生課 082-422-1048 環境先進都市 推進課 082-420-0928 廃棄物対策課 082-420-0926 都市計画課 082-420-0954 都市整備課 082-420-0955	生活衛生課 082-421-5601 環境先進都市 推進課 082-422-1395 廃棄物対策課 082-426-3115 都市計画課 082-421-3233 都市整備課 082-421-5280

市町	課（室）名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
廿日市市	環境共生課 （環境保全・脱炭素） 都市計画課 （景観）	循環型社会推進課 （一般廃棄物） 下水道経営課 （浄化槽）	農林水産課 環境共生課	農林水産課、環境共生課、循環型社会推進課、都市計画課 廿日市市下平良 1-11-1 下水道経営課 廿日市市串戸 5-10-15	農林水産課 0829-30-9148 環境共生課 0829-30-9224 循環型社会推進課 0829-30-9133 下水道経営課 0829-32-5490 都市計画課 0829-30-9190	農林水産課 環境共生課 循環型社会推進課 都市計画課 0829-31-0999 下水道経営課 0829-31-2575
安芸高田市	環境政策課 管理課	環境政策課 （廃棄物） 下水道課 （浄化槽）	農林水産課	安芸高田市吉田町吉田 791	環境政策課 0826-42-1126 管理課 0826-47-1201 下水道課 0826-47-1204 農林水産課 0826-47-4022	環境政策課 管理課 下水道課 0826-47-1206 農林水産課 0826-42-1003
江田島市	生活環境課	生活環境課	農林水産課 都市整備課 生活環境課	江田島市大柿町大原 505	農林水産課 0823-43-1642 都市整備課 0823-43-1647 生活環境課 0823-43-1637	農林水産課 0823-57-4433 都市整備課 0823-57-4434 生活環境課 0823-57-4432
府中町	環境課	環境課	環境課	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3244	082-284-7111
海田町	地域みらい課	地域みらい課	地域みらい課	安芸郡海田町南昭和町 14-17	082-823-9219	082-823-9203
熊野町	生活環境課	生活環境課	—	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5606	082-854-8009
坂町	環境防災課	環境防災課	—	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
安芸太田町	税務住民課	衛生対策室 （廃棄物） 建設課 （浄化槽）	税務住民課	衛生対策室 山県郡安芸太田町大字穴 1456-1 税務住民課、建設課 山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1	衛生対策室 0826-23-1120 税務住民課 0826-28-2114 建設課 0826-28-1963	衛生対策室 0826-23-1170 税務住民課 建設課 0826-28-1622
北広島町	環境生活課	環境生活課 （廃棄物） （浄化槽）	農林課 教育課	山県郡北広島町有田 1234	環境生活課 0826-72-7365 農林課 0826-72-7363 教育課 0826-72-7361	0826-72-5242
大崎上島町	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	豊田郡大崎上島町中野 2067-1	0846-64-3513	0846-64-3514
世羅町	町民課	町民課 （廃棄物） 上下水道課 （浄化槽）	産業振興課	町民課、産業振興課 世羅郡世羅町大字西上原 123-1 上下水道課 世羅郡世羅町大字東神崎 351	町民課 0847-22-4513 上下水道課 0847-22-1189 産業振興課 0847-22-5304	町民課 0847-22-2768 上下水道課 0847-22-0653 産業振興課 0847-22-4566
神石高原町	健康衛生課	健康衛生課	健康衛生課	神石郡神石高原町小島 1701	0847-89-3336	0847-89-3022

(環境用語索引)

－ あ行 －

赤潮	59
アスベスト	71
アダプト活動	106
安定型最終処分場	41
エコアクション 21	111
エコドライブ	11
LED	11
オゾン層	16
汚濁負荷量	59
温室効果ガス	5

－ か行 －

カーボンオフセット	24
カーボンリサイクル	20
外来生物	28
環境影響評価	111
環境基準	50
環境の日、環境月間	104
環境マネジメントシステム	111
環境リスク	72
管理型最終処分場	41
クールシェア	14
光化学オキシダント	50
公共用水域	59
交通需要マネジメント	10

－ さ行 －

里山	83
COD	59
CCS・CCU	20
次世代自動車	9
自然環境保全地域	23
自然公園	90
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）	29
自動車使用合理化	9
臭気指数	56
3R	34
生物多様性	90

－ た行 －

ダイオキシン類	44
第1種エネルギー管理指定工場	7
第2種エネルギー管理指定工場	7
地球温暖化対策地域協議会	14
長期優良住宅	14
低周波音（空気振動）	54
電力固定価格買取制度（FIT）	17
都市公園	83

－ な行 －

内部生産	59
熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）	29

－ は行 －

パーク&ライド	10
P R T R	70
p H	51
BOD	59
P C B	44
P P Aモデル	117
干潟	59
光ビーコン	10
微小粒子状物質（PM2.5）	50
広島型カーボンサイクル	20
広島県グリーン購入方針	115
広島県地球温暖化防止活動推進センター	14
ひろしま地球環境フォーラム	14
びんごエコタウン（構想）	109
VOC	53
富栄養化	59
不法投棄 110 番	46
フロン類	16
保安林	23

－ ま行 －

マイクロプラスチック	76
マニフェスト（産業廃棄物管理票）	45
水の華	62
藻場	59

－ ら行 －

リサイクル関係各法	2
リスクコミュニケーション	72
林業経営適地	21

－ や行 －

有機フッ素化合物（PFAS）	62
----------------	----

※第2部の最初のページ番号を記載しています。

令和8（2026）年版 環 境 白 書

令和8（2026）年9月

編集 広島県環境県民局

発行

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-228-2111